別紙４

現時点での案　Ⅰ-資料1

介護報酬の算定構造のイメージ（案）

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性がありえるものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 サ ー ビ ス

：令和3年4月改定箇所

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
１　訪問介護費
２　訪問入浴介護費
３　訪問看護費
４　訪問リハビリテーション費
５　居宅療養管理指導費
６　通所介護費
７　通所リハビリテーション費
８　短期入所生活介護費
９　短期入所療養介護費
　イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費
　ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
　ハ　診療所における短期入所療養介護費
　ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
　ホ　介護医療院における短期入所療養介護費
１０　特定施設入居者生活介護費
１１　福祉用具貸与費

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
　　居宅介護支援費

Ⅲ　指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
１　介護福祉施設サービス
２　介護保健施設サービス
３　介護療養施設サービス
　イ　療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
　ロ　療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
　ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
４　介護医療院サービス

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ　居宅介護支援費 （1月につき）	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一)　居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2　（　1,076単位）	（運営基準減算の場合） ×50／100 （運営基準減算が2月以上継続している場合） 算定しない	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき －200単位
			要介護3・4・5　（　1,398単位）					
		(二)　居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2　（　539単位）					
			要介護3・4・5　（　698単位）					
		(三)　居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1・2　（　323単位）					
			要介護3・4・5　（　418単位）					
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一)　居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2　（　1,076単位）		＋15／100	＋10／100		
			要介護3・4・5　（　1,398単位）					
		(二)　居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2　（　522単位）					
			要介護3・4・5　（　677単位）					
		(三)　居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2　（　313単位）					
			要介護3・4・5　（　406単位）					

ロ　初回加算	（1月につき　＋300単位）	
ハ　特定事業所加算	(1)　特定事業所加算(Ⅰ)	（1月につき　＋505単位）
	(2)　特定事業所加算(Ⅱ)	（1月につき　＋407単位）
	(3)　特定事業所加算(Ⅲ)	（1月につき　＋308単位）
	(4)　特定集合事業所加算(A)	（1月につき　＋100単位）
ニ　特定事業所医療介護連携加算	（1月につき　＋125単位）	
ホ　入院時情報連携加算	(1)　入院時情報連携加算(Ⅰ)	（1月につき　＋200単位）
	(2)　入院時情報連携加算(Ⅱ)	（1月につき　＋100単位）
ヘ　退院・退所加算 （入院または入所期間中1回を限度に算定）	(1)　退院・退所加算(Ⅰ)イ	（＋450単位）
	(2)　退院・退所加算(Ⅰ)ロ	（＋600単位）
	(3)　退院・退所加算(Ⅱ)イ	（＋600単位）
	(4)　退院・退所加算(Ⅱ)ロ	（＋750単位）
	(5)　退院・退所加算(Ⅲ)	（＋900単位）
ト　通院時情報連携加算	（1月につき　＋50単位）	
チ　緊急時等居宅カンファレンス加算	（1月に2回を限度に　＋200単位）	
リ　ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	（＋400単位）

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。
※居宅介護支援費(Ⅱ)については、一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
※　令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 予 防 サ ー ビ ス

：令和3年4月改定箇所

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
１　介護予防訪問入浴介護費
２　介護予防訪問看護費
３　介護予防訪問リハビリテーション費
４　介護予防居宅療養管理指導費
５　介護予防通所リハビリテーション費
６　介護予防短期入所生活介護費
７　介護予防短期入所療養介護費
　イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
　ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
　ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費
　ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
　ホ　介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
８　介護予防特定施設入居者生活介護費
９　介護予防福祉用具貸与費

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
　　介護予防支援費

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分
イ　介護予防支援費（1月につき） （438単位）
ロ　初回加算　（1月につき　＋300単位）
ハ　委託連携加算 （＋300単位）

※　令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス

：令和3年4月改定箇所

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
１　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
２　夜間対応型訪問介護費
２－２　地域密着型通所介護費
３　認知症対応型通所介護費
４　小規模多機能型居宅介護費
５　認知症対応型共同生活介護費
６　地域密着型特定施設入居者生活介護費
７　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
８　複合型サービス費

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
１　介護予防認知症対応型通所介護費
２　介護予防小規模多機能型居宅介護費
３　介護予防認知症対応型共同生活介護費

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 通所サービス利用時の調整 （1日につき）	注 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	注 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1月につき）	（1）　訪問看護サービスを行わない場合	要介護1　（　5,697　単位）	×98／100	－62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合　1月につき　－600単位 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合　1月につき　－900単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき　＋315単位	1月につき（Ⅰ）の場合　＋500単位　又は（Ⅱ）の場合　＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合　＋2，000単位
		要介護2　（　10,168　単位）		－111単位							
		要介護3　（　16,883　単位）		－184単位							
		要介護4　（　21,357　単位）		－233単位							
		要介護5　（　25,829　単位）		－281単位							
	（2）　訪問看護サービスを行う場合	要介護1　（　8,312　単位）		－91単位							
		要介護2　（　12,985　単位）		－141単位							
		要介護3　（　19,821　単位）		－216単位							
		要介護4　（　24,434　単位）		－266単位							
		要介護5　（　29,601　単位）		－322単位							
ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（1月につき）		要介護1　（　5,697　単位）		－62単位							
		要介護2　（　10,168　単位）		－111単位							
		要介護3　（　16,883　単位）		－184単位							
		要介護4　（　21,357　単位）		－233単位							
		要介護5　（　25,829　単位）		－281単位							

ハ　初期加算	（1日につき　＋30単位）
ニ　退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能	（1回につき　＋600単位）
ホ　総合マネジメント体制強化加算	（1月につき　1，000単位を加算）
ヘ　生活機能向上連携加算	（1）　生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき　＋100単位）
	（2）　生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき　＋200単位）
ト　認知症専門ケア加算	（1）　認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1月につき　＋90単位）
	（2）　認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1月につき　＋120単位）
チ　サービス提供体制強化加算	（1）　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1月につき　＋750単位）
	（2）　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき　＋640単位）
	（3）　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1月につき　＋350単位）
リ　介護職員処遇改善加算	（1）　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×137／1000）
	（2）　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×100／1000）
	（3）　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋所定単位×55／1000）
	（4）　介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋（3）の90／100）
	（5）　介護職員処遇改善加算（Ⅴ） （1月につき　＋（3）の80／100）
ヌ　介護職員等特定処遇改善加算	（1）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×63／1000）
	（2）　介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×42／1000）

注
所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、　「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能。

※　令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

［脚注］
1．単位数算定記号の説明
＋○○単位　⇒　所定単位数　＋　○○単位
－○○単位　⇒　所定単位数　－　○○単位
×○○／100　⇒　所定単位数　×　○○／100
＋○○／100　⇒　所定単位数　＋　所定単位数×○○／100

2 夜間対応型訪問介護費

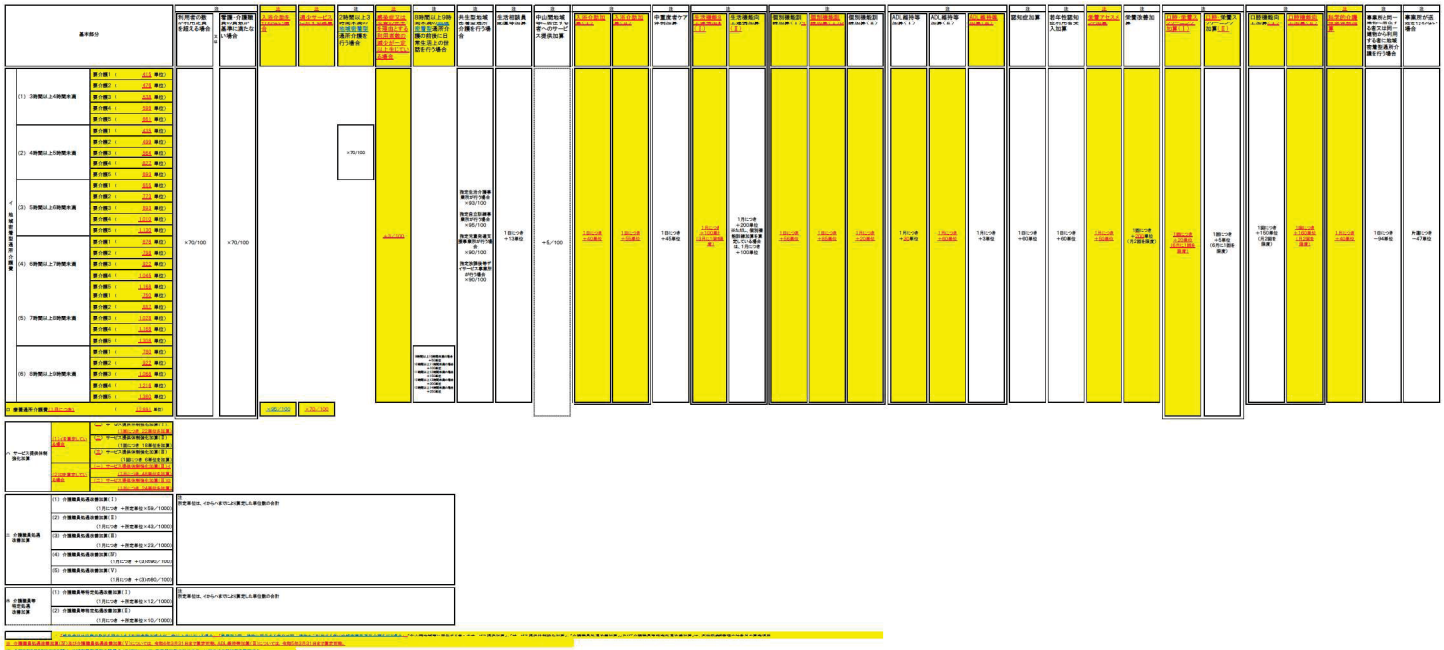
基本部分			注 24時間通報対応加算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域夜間対応型訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	(1月につき 1,025単位)	1月につき610単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費	(1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅰ)	(1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅱ)	(1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)		(1月につき 2,800単位)					
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)					
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
	(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)					
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)					
	(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137／1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100／1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55／1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90／100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80／100)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63／1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42／1000)						

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

2−2 地域密着型通所介護費



3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 注 管理・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の居宅介護を行う場合	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
							高齢者又は外来の利用が多き等により定員超過利用減算Ⅰ又はⅡ又は人員基準欠如減算Ⅰ又はⅡを算定している場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴中加算(Ⅰ)	入浴中加算(Ⅱ)	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	若年性認知症利用者受入加算	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が退店を行わない場合
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 592 単位）	×70/100	×70/100	×63/100	×5/100	1日につき+40単位	1日につき+55単位	1月につき+200単位(当たり1月に1回を限度)	1月につき+200単位	1日につき+27単位	1月につき+20単位	1月につき+30単位	1月につき+60単位	1日につき+60単位	1月につき+20単位(月2回を限度)	1回につき+20単位(月2回を限度)	1回につき+5単位(6月に1回を限度)	1回につき+150単位(月2回を限度)	1回につき+160単位(月2回を限度)	1月につき+40単位	1日につき−94単位	所選につき−47単位
			要介護2	（ 684 単位）																					
			要介護3	（ 852 単位）																					
			要介護4	（ 707 単位）																					
			要介護5	（ 761 単位）																					
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 684 単位）																					
			要介護2	（ 826 単位）																					
			要介護3	（ 983 単位）																					
			要介護4	（ 840 単位）																					
			要介護5	（ 797 単位）																					
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 854 単位）																					
			要介護2	（ 948 単位）																					
			要介護3	（ 1,098 単位）																					
			要介護4	（ 1,130 単位）																					
			要介護5	（ 1,223 単位）																					
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 878 単位）																					
			要介護2	（ 972 単位）																					
			要介護3	（ 1,084 単位）																					
			要介護4	（ 1,158 単位）																					
			要介護5	（ 1,254 単位）																					
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 982 単位）																					
			要介護2	（ 1,100 単位）																					
			要介護3	（ 1,209 単位）																					
			要介護4	（ 1,316 単位）																					
			要介護5	（ 1,424 単位）																					
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 1,004 単位）					8時間以上10時間未満の場合 +53単位 10時間以上11時間未満の場合 +102単位 11時間以上12時間未満の場合 +153単位 12時間以上13時間未満の場合 +220単位 13時間以上14時間未満の場合 +270単位																
			要介護2	（ 1,126 単位）																					
			要介護3	（ 1,246 単位）																					
			要介護4	（ 1,354 単位）																					
			要介護5	（ 1,468 単位）																					
	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 492 単位）																					
			要介護2	（ 540 単位）																					
			要介護3	（ 588 単位）																					
			要介護4	（ 636 単位）																					
			要介護5	（ 687 単位）																					
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	（ 514 単位）																					
			要介護2	（ 661 単位）																					
			要介護3	（ 811 単位）																					
			要介護4	（ 858 単位）																					
			要介護5	（ 718 単位）																					
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	（ 769 単位）																					
			要介護2	（ 853 単位）																					
			要介護3	（ 984 単位）																					
			要介護4	（ 1,014 単位）																					
			要介護5	（ 1,097 単位）																					
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	（ 790 単位）																					
			要介護2	（ 874 単位）																					
			要介護3	（ 953 単位）																					
			要介護4	（ 1,040 単位）																					
			要介護5	（ 1,128 単位）																					
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	（ 882 単位）																					
			要介護2	（ 990 単位）																					
			要介護3	（ 1,084 単位）																					
			要介護4	（ 1,181 単位）																					
			要介護5	（ 1,278 単位）																					
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	（ 900 単位）					8時間以上10時間未満の場合 +53単位 10時間以上11時間未満の場合 +102単位 11時間以上12時間未満の場合 +153単位 12時間以上13時間未満の場合 +220単位 13時間以上14時間未満の場合 +270単位																
			要介護2	（ 1,018 単位）																					
			要介護3	（ 1,118 単位）																					
			要介護4	（ 1,218 単位）																					
			要介護5	（ 1,318 単位）																					
ロ 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満		要介護1	（ 784 単位）																					
			要介護2	（ 878 単位）																					
			要介護3	（ 985 単位）																					
			要介護4	（ 994 単位）																					
			要介護5	（ 994 単位）																					
	(2) 4時間以上5時間未満		要介護1	（ 778 単位）																					
			要介護2	（ 789 単位）																					
			要介護3	（ 988 単位）																					
			要介護4	（ 998 単位）																					
			要介護5	（ 998 単位）																					
	(3) 5時間以上6時間未満		要介護1	（ 444 単位）																					
			要介護2	（ 458 単位）																					
			要介護3	（ 478 単位）																					
			要介護4	（ 492 単位）																					
			要介護5	（ 508 単位）																					
	(4) 6時間以上7時間未満		要介護1	（ 466 単位）																					
			要介護2	（ 421 単位）																					
			要介護3	（ 488 単位）																					
			要介護4	（ 508 単位）																					
			要介護5	（ 521 単位）																					
	(5) 7時間以上8時間未満		要介護1	（ 523 単位）																					
			要介護2	（ 541 単位）																					
			要介護3	（ 558 単位）																					
			要介護4	（ 577 単位）																					
			要介護5	（ 597 単位）																					
	(6) 8時間以上9時間未満		要介護1	（ 588 単位）					8時間以上10時間未満の場合 +53単位 10時間以上11時間未満の場合 +102単位 11時間以上12時間未満の場合 +153単位 12時間以上13時間未満の場合 +220単位 13時間以上14時間未満の場合 +270単位																
			要介護2	（ 606 単位）																					
			要介護3	（ 622 単位）																					
			要介護4	（ 566 単位）																					
			要介護5	（ 612 単位）																					

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	（1回につき 22単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1回につき 18単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1回につき 6単位を加算）
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき ＋所定単位×104／1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋所定単位×76／1000）
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき ＋所定単位×42／1000）
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	（1月につき ＋(3)の90／100）
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	（1月につき ＋(3)の80／100）
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	（1月につき ＋所定単位×31／1000）
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋所定単位×24／1000）

注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型通所介護費ロ(ⅱ)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 特別地域小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 （ 10,423 単位）	×70／100	×70／100	×70／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100
		要介護2 （ 15,318 単位）						
		要介護3 （ 22,283 単位）						
		要介護4 （ 24,593 単位）						
		要介護5 （ 27,117 単位）						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 （ 9,391 単位）						
		要介護2 （ 13,802 単位）						
		要介護3 （ 20,076 単位）						
		要介護4 （ 22,158 単位）						
		要介護5 （ 24,433 単位）						
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1 （ 570 単位）						
		要介護2 （ 638 単位）						
		要介護3 （ 707 単位）						
		要介護4 （ 774 単位）						
		要介護5 （ 840 単位）						
ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 30単位を加算）						
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症加算（Ⅰ）	（1月につき 800単位を加算）						
	(2) 認知症加算（Ⅱ）	（1月につき 500単位を加算）						
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（ロを算定する場合のみ算定）		（1日につき 200単位を加算（7日間を限度））						
ヘ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 800単位を加算）						
ト 看護職員配置加算（イを算定する場合のみ算定）	(1) 看護職員配置加算（Ⅰ）	（1月につき 900単位を加算）						
	(2) 看護職員配置加算（Ⅱ）	（1月につき 700単位を加算）						
	(3) 看護職員配置加算（Ⅲ）	（1月につき 480単位を加算）						
チ 看取り連携体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 64単位を加算）						
リ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1，000単位を加算）						
ヌ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1，000単位を加算）						
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	（1月につき ＋100単位）						
	(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	（1月につき ＋200単位）						
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）		（1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度））						
ワ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 40単位を加算）						
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき 750単位を加算）						
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき 640単位を加算）						
		(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき 350単位を加算）						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 25単位を加算）						
		(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 21単位を加算）						
		(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 12単位を加算）						
ヨ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×102／1000）	注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×74／1000）						
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋所定単位×41／1000）						
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋(3)の90／100）						
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき ＋(3)の80／100）						
タ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×12／1000）						

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (764 単位)	×97／100	×70／100		×70／100	−76単位	1日につき −50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
		要介護2 (800 単位)					−80単位					
		要介護3 (823 単位)					−82単位					
		要介護4 (840 単位)					−84単位					
		要介護5 (858 単位)					−86単位					
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (752 単位)					−75単位					
		要介護2 (787 単位)					−79単位					
		要介護3 (811 単位)					−81単位					
		要介護4 (827 単位)					−83単位					
		要介護5 (844 単位)					−84単位					
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (792 単位)							1日につき +50単位	1日につき +25単位		
		要介護2 (828 単位)										
		要介護3 (853 単位)										
		要介護4 (869 単位)										
		要介護5 (886 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (780 単位)						1日につき −50単位				
		要介護2 (816 単位)										
		要介護3 (840 単位)										
		要介護4 (857 単位)										
		要介護5 (873 単位)										

注 入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)
	(3) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 39単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 49単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 59単位を加算)
ホ 退居時相談援助加算		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +30単位を加算)
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 30単位を加算)
ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45／1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90／100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80／100)
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31／1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23／1000)

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注
所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分			注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 入居継続支援加算(Ⅰ)	入居継続支援加算(Ⅱ)	注 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL維持等加算(Ⅱ)	注 夜間看護体制加算	注 若年性認知症入居者受入加算	注 医療機関連携加算	注 口腔衛生管理体制加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1	542 単位	×70／100	−54単位	1日につき＋36単位	1日につき＋27単位	1月につき＋100単位(3月に1回を限度)	1月につき＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき＋12単位	1日につき＋20単位	1月につき＋30単位	1月につき＋60単位	1日につき＋10単位	1日につき＋120単位	1月につき＋80単位	1月につき＋30単位	1回につき＋200単位(6月に1回を限度)
	要介護2	609 単位		−61単位													
	要介護3	678 単位		−68単位													
	要介護4	744 単位		−74単位													
	要介護5	812 単位		−81単位													
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1	542 単位															
	要介護2	609 単位															
	要介護3	678 単位															
	要介護4	744 単位															
	要介護5	812 単位															

ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)看取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)
		(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)
		(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
	(2)看取り介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 572単位を加算)
		(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 644単位を加算)
		(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 1180単位を加算)
		(4) 死亡日 (1日につき 1780単位を加算)
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
ヘ 利用者の重度化等に対応する体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 4単位を加算)
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×82／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×60／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき ＋所定単位×33／1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき ＋(3)の90／100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき ＋(3)の80／100)
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき ＋所定単位×18／1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき ＋所定単位×12／1000)

注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年2月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本部分			所属する介護職員の勤務条件基準に満たない場合	注 入所者が施設又は本体施設の入所者である場合	又は	介護・管理職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 夜勤時のユニットリーダーまたはユニット間に配置していない場合ユニットリーダーにおける夜勤が本指標である場合	注 夜間対応加算	注 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 日常生活継続支援加算	注 看護体制加算(Ⅰ)	注 看護体制加算(Ⅱ)	注 夜勤職員配置加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	注 夜勤職員配置加算(Ⅲ)・(Ⅳ)	注 準ユニケア加算	注 口腔衛生管理体制加算(Ⅱ)	注 栄養管理体制加算(Ⅱ)	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅱ)	注 看取り連携体制加算	注 看取り介護加算	注 障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	注 障害者生活支援体制加算(Ⅱ)
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 582 単位）	×97/100	×70/100	×97/100	×97/100	−50単位	−5単位	−14単位	+36単位	+11単位	+23単位	+41単位	+56単位	+5単位	1月につき+110単位(3月以上連続算定)	1月につき+200単位を加え、報告書提出評価加算を算定している場合は、1月につき+100単位	+12単位	1月につき+20単位	1月につき+60単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	+41単位
		要介護2 （ 651 単位）					−55単位																		
		要介護3 （ 722 単位）					−72単位																		
		要介護4 （ 792 単位）					−79単位																		
		要介護5 （ 862 単位）					−86単位																		
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 582 単位）					−50単位																		
		要介護2 （ 651 単位）					−65単位																		
		要介護3 （ 722 単位）					−72単位																		
		要介護4 （ 792 単位）					−79単位																		
		要介護5 （ 862 単位）					−86単位																		
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 662 単位）					−55単位																		
		要介護2 （ 735 単位）					−73単位																		
		要介護3 （ 808 単位）					−80単位																		
		要介護4 （ 874 単位）					−87単位																		
		要介護5 （ 942 単位）					−94単位																		
	(2) 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1 （ 662 単位）					−55単位																		
		要介護2 （ 735 単位）					−73単位																		
		要介護3 （ 808 単位）					−80単位																		
		要介護4 （ 874 単位）					−87単位																		
		要介護5 （ 942 単位）					−94単位																		
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 （ 673 単位）					−66単位																		
		要介護2 （ 742 単位）					−74単位																		
		要介護3 （ 812 単位）					−81単位																		
		要介護4 （ 878 単位）					−88単位																		
		要介護5 （ 946 単位）					−94単位																		
	(2) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 （ 673 単位）					−66単位																		
		要介護2 （ 742 単位）					−74単位																		
		要介護3 （ 812 単位）					−81単位																		
		要介護4 （ 878 単位）					−88単位																		
		要介護5 （ 946 単位）					−94単位																		
ニ 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（1日につき）	(1) 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 （ 748 単位）			×97/100		−75単位																		
		要介護2 （ 818 単位）					−82単位																		
		要介護3 （ 888 単位）					−89単位																		
		要介護4 （ 954 単位）					−96単位																		
		要介護5 （ 1,018 単位）					−102単位																		
	(2) 経過的ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)<ユニット型個室的多床室>	要介護1 （ 748 単位）					−75単位																		
		要介護2 （ 818 単位）					−82単位																		
		要介護3 （ 888 単位）					−89単位																		
		要介護4 （ 954 単位）					−95単位																		
		要介護5 （ 1,018 単位）					−102単位																		

注 外泊時費用

入所者が病院又は診療所への入院を繰り返した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

注 外泊時在宅サービス利用費

入所者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定

ホ 初期加算 （1日につき 30単位を加算）

ヘ 再入所時栄養連携加算 （入所者1人につき1回を限度として200単位を加算）

注
栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。

ト 退所時等相談援助加算

(1) 退所前訪問相談援助加算
（入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定）

(2) 退所後訪問相談援助加算
（退所後1回を限度に、460単位を算定）

(3) 退所時相談援助加算
（400単位）

注
入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合

(4) 退所前連携加算
（500単位）

注
居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

チ 栄養マネジメント強化加算 （1日につき 11単位を加算）

注
栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。

リ 経口移行加算 （1日につき 28単位を加算）

注
栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。

ヌ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(Ⅰ) （1月につき 400単位を加算）

注
栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。

(2) 経口維持加算(Ⅱ) （1月につき 100単位を加算）

注
経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。

ル 口腔衛生管理加算

(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) （1月につき 90単位を加算）

(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) （1月につき 110単位を加算）

注
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合

ヲ 療養食加算 （1回につき 6単位を加算(1日3回を限度)）

ワ 配置医師緊急時対応加算

(1) 早朝・夜間の場合
（1回につき 650単位を加算）

(2) 深夜の場合
（1回につき 1300単位を加算）

カ 看取り介護加算

(1) 看取り介護加算(Ⅰ)

① 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）

② 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）

③ 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）

④ 死亡日 （1日につき 1280単位を加算）

(2) 看取り介護加算(Ⅱ)

① 死亡日以前31日以上45日以下 （1日につき 72単位を加算）

② 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）

③ 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 780単位を加算）

④ 死亡日 （1日につき 1580単位を加算）

ヨ 在宅復帰支援機能加算 （1日につき 10単位を加算）

タ 在宅・入所相互利用加算 （1日につき 40単位を加算）

レ 小規模拠点集合型施設加算 （1日につき 50単位を加算）

ソ 認知症専門ケア加算

(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) （1日につき 3単位を加算）

(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) （1日につき 4単位を加算）

ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）

ネ 褥瘡マネジメント加算

(1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) （3月に1回を限度）

(2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) （3月に1回を限度）

(3) 褥瘡マネジメント加算(Ⅲ) （3月に1回を限度）

ナ 排せつ支援加算

(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) （1月につき 10単位を加算）

(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) （1月につき 15単位を加算）

(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) （1月につき 20単位を加算）

ラ 自立支援促進加算 （1月につき 300単位を加算）

ム 科学的介護推進体制加算

(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) （1月につき 40単位を加算）

(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) （1月につき 50単位を加算）

ウ 安全対策体制加算 （入所者1人につき1回を限度として20単位を算定）

ヰ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) （1日につき 22単位を加算）

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1日につき 18単位を加算）

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1日につき 6単位を加算）

ノ 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83／1000)

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60／1000)

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33／1000)

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90／100)

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80／100)

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

オ 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27／1000)

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23／1000)

注
所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
※ 療養マネジメント加算(Ⅰ)、排せつ支援加算(Ⅰ)、介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)については、令和4年2月21日までに算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

8 複合型サービス費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 サテライト体制未整備減算	注 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 訪問看護体制減算（1月につき）	注 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）	注 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1日につき）
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（ 12,439 単位）	×70／100	×70／100	×70／100	×97／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	925単位	925単位	90単位
		要介護2（ 17,403 単位）								−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 24,464 単位）								−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 27,747 単位）								−1，850単位	−1，850単位	−60単位
		要介護5（ 31,366 単位）								−2，914単位	−2，914単位	−95単位
	（2）同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 11,206 単位）								−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2（ 15,680 単位）								−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3（ 22,042 単位）								−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4（ 25,000 単位）								−1，850単位	−1，850単位	−60単位
		要介護5（ 28,278 単位）								−2，914単位	−2，914単位	−95単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1（ 624 単位）										
		要介護2（ 637 単位）										
		要介護3（ 705 単位）										
		要介護4（ 772 単位）										
		要介護5（ 838 単位）										

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）	（1日につき 30単位を加算）	
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）認知症加算（Ⅰ）（1月につき 800単位を加算）	
	（2）認知症加算（Ⅱ）（1月につき 500単位を加算）	
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（ロを算定する場合のみ算定）	（1日につき 200単位を加算（7日間を限度））	
ヘ 若年性認知症利用者受入加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 800単位を加算）	
ト 栄養アセスメント加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 50単位を加算）	
チ 栄養改善加算（イを算定する場合のみ算定）	（1回につき 200単位を加算（1月に2回を限度））	
リ 口腔・栄養スクリーニング加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回につき 20単位を加算（6月に1回を限度））	
	（2）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき 5単位を加算（6月に1回を限度））	
ヌ 口腔機能向上加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）口腔機能向上加算（Ⅰ）（1回につき ＋150単位（月2回を限度））	
	（2）口腔機能向上加算（Ⅱ）（1回につき ＋160単位（月2回を限度））	
ル 退院時共同指導加算（イを算定する場合のみ算定）	（1回につき 600単位を加算）	
ヲ 緊急時訪問看護加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 574単位を加算）	
ワ 特別管理加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）特別管理加算（Ⅰ）（1月につき 500単位を加算）	
	（2）特別管理加算（Ⅱ）（1月につき 250単位を加算）	
カ ターミナルケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 2,000単位を加算）	注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
ヨ 看護体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）看護体制強化加算（Ⅰ）（1月につき 3，000単位を加算）	
	（2）看護体制強化加算（Ⅱ）（1月につき 2，500単位を加算）	
タ 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 1，000単位を加算）	
レ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 1，000単位を加算）	
ソ 褥瘡マネジメント加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（1月につき 3単位を加算）	
	（2）褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（1月につき 13単位を加算）	
ツ 排せつ支援加算（イを算定する場合のみ算定）	（1）排せつ支援加算（Ⅰ）（1月につき 10単位を加算）	
	（2）排せつ支援加算（Ⅱ）（1月につき 15単位を加算）	
	（3）排せつ支援加算（Ⅲ）（1月につき 20単位を加算）	
ネ 科学的介護推進体制加算（イを算定する場合のみ算定）	（1月につき 40単位を加算）	
ナ サービス提供体制強化加算	（1）イを算定している場合 （一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき 750単位を加算）	
	（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき 640単位を加算）	
	（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき 350単位を加算）	
	（2）ロを算定している場合 （一）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 25単位を加算）	
	（二）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 21単位を加算）	
	（三）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 12単位を加算）	
ラ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×102／1000）	注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×74／1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×41／1000）	
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(3)×90／100）	
	（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1月につき ＋(3)×80／100）	
ム 介護職員等特定処遇改善加算	（1）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×15／1000）	注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×12／1000）	

：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

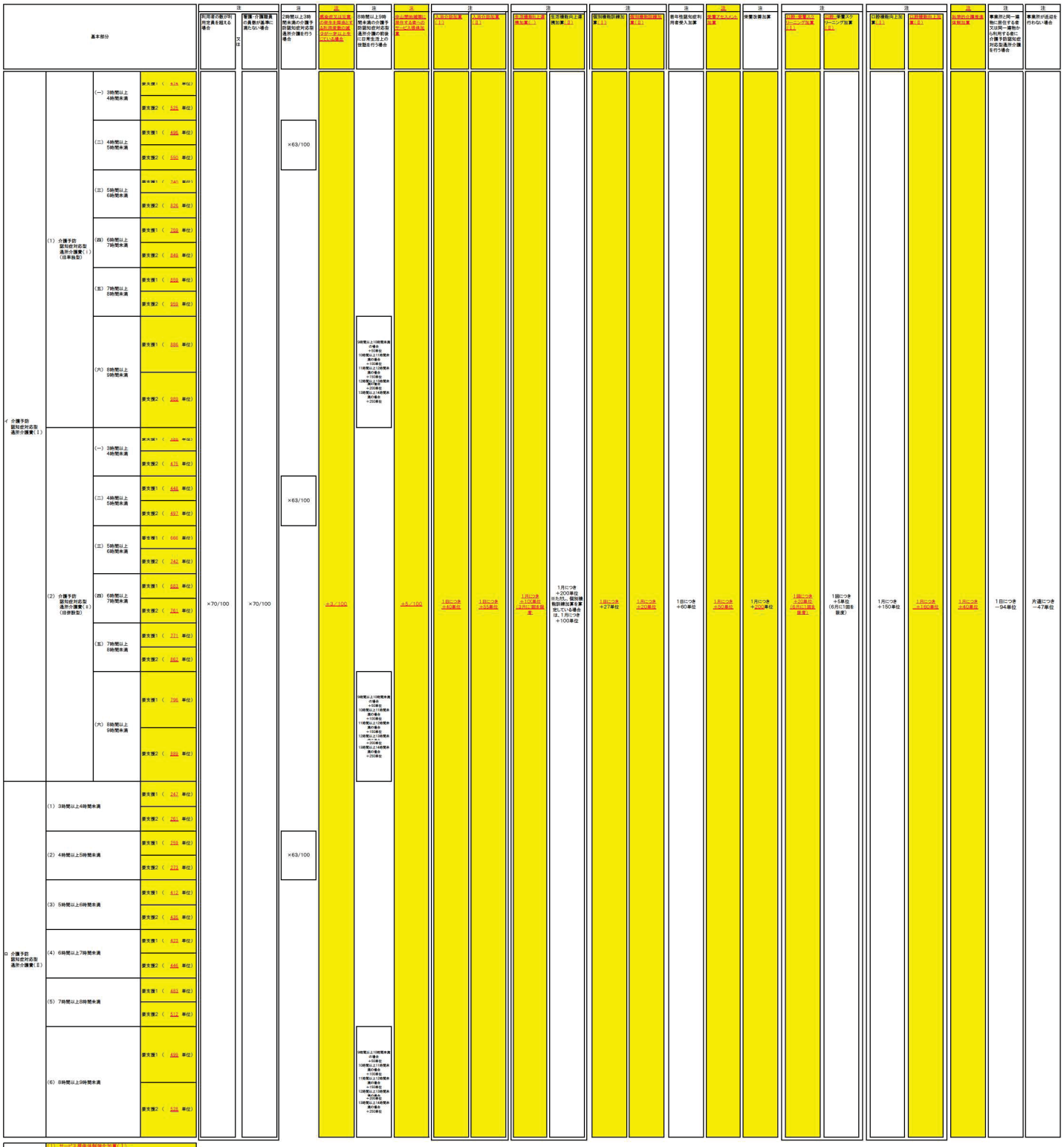
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、複合型サービス費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防認知症対応型通所介護費



：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,438 単位)	×70／100	×70／100	×70／100	+15／100	+10／100	+5／100
		要支援2 (6,948 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,098 単位)						
		要支援2 (6,260 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (423 単位)						
		要支援2 (529 単位)						

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41／1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90／100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80／100)
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15／1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12／1000)

注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (760 単位)	×97／100	×70／100		×70／100	－6単位		1日につき＋50単位			1日につき＋120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (748 単位)					－75単位	1日につき－50単位		1日につき＋25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (788 単位)							1日につき＋50単位		1日につき＋200単位(7ロ間を限度)	
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (776 単位)						1日につき－50単位		1日につき＋25単位		

注 入院時費用		利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))	
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)	
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき ＋30単位を加算)	
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))	
ヌ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)	
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×111／1000)	注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×81／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×45／1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(3)の90／100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ＋(3)の80／100)	
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×31／1000)	注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×23／1000)	

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。